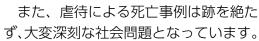
11 月は「児童虐待防止推進月間」です

なくそう児童虐待 気づこう子どものSOS

🚶 児童虐待の現状

平成 24 年度の全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数は 66,807 件で、過去最多を更新し、長崎県内では、263件の対応件数が発生しています。





🚶 児童虐待の定義

- ①身体的虐待 殴る、ける、激しく揺さぶる、首を しめる、戸外に締め出すなど
- ②性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ③ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、 ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- ④心理的虐待 言葉による脅し、無視、兄弟間での 差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴 力をふるう(ドメスティックバイオレンス:DV) など

🚶 児童虐待のサイン

- ◎不自然な傷や打撲の痕がある
- ◎着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ◎表情が乏しい
- ◎おどおどしている
- ◎長い時間泣き続ける、毎日泣くなど心配な様子がある
- ◎落ち着きがなく、乱暴になる
- ◎夜遅くまで、一人で遊んでいる
- ◎「痛い」「やめて」という声がする

🚶 児童虐待とは

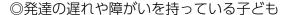
しつけと虐待は違います。

子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。保護者が子どものためだと考えても、過剰な教育や厳しいしつけによって、子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、子どもにとって有害な行為です。虐待は、親の立場よりも子どもの立場で判断することが大切です。



🗼 児童虐待を引き起こす要因

- ◎育児に対する不安やストレスがある
- ◎夫が育児に協力してくれない
- ◎夫婦・家庭不和
- ◎望まぬ妊娠・出産
- ◎経済的に苦しい
- ◎孤立した子育て、相談相手がい ない



◎産後うつやアルコール依存症など

虐待に気づいたり、悩んだりしたら まずはお電話を

あなたの「もしや?」が子ども を救うかもしれません。

また、悩んでいる人がいれば、 ひとりで悩まず、相談窓口へご相 談ください。



児童虐待に関する相談・連絡先

- ◆島原市家庭児童相談室(☎63-7750)
- ◆こども支援グループ(☎63-1111 内線279)
- ◆市保健センター(☎64-7713)
- ●長崎こども・女性・障害者支援センター (☎ 095-844-6166)
- ◆児童相談所全国共通ダイヤル (☎ 0570-064-000)